

特別有機溶剤業務の健康診断関連通達

エチルベンゼン等に係る特殊健康診断の項目について

エチルベンゼンについては、ヒトに対する発がん性のおそれや中枢神経の抑制、肝機能障害、腎機能障害、眼や上気道の刺激症状を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、エチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ① 「作業条件の簡易な調査」及び「作業条件の調査」については、インジウム化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様であること。

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のインジウム化合物の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、インジウム化合物の粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。

このうち、環境中のインジウム化合物の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。

「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

- ② 「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、エチルベンゼンにより生じる症状の検査をいうこと。

(平 24. 10. 26 基発 1026 第 6 号)

1, 2-ジクロロプロパン等に係る特殊健康診断の項目について

1, 2-ジクロロプロパンについては、ヒトに対する発がん性のおそれや肝機能障害、皮膚粘膜の刺激症状、溶血性貧血等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（1, 2-ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う業務に限る。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ① 「業務の経歴の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のもは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者のうち、過去に「業務の経歴の調査」を受けていないものに対して、当該労働者の次回の健康診断において「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。

- ② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の1, 2-ジクロロプロパンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、1, 2-ジクロロプロパンの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。

このうち、環境中の1, 2-ジクロロプロパンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のもは対象とならないが、当該業務に常

時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者で、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

- ③「**眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査**」は、1, 2-ジクロロプロパンにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。

発赤とは、眼の発赤をいうこと。なお、「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- ④「**血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）及びアルカリホスファターゼの検査**」は、1, 2-ジクロロプロパンによる肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

- ⑤「**作業条件の調査**」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。なお、「作業条件の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- ⑥「**腹部の超音波による検査等の画像検査**」は、肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、磁気共鳴画像検査、CT（コンピューター断層撮影）による検査等をいうこと。

- ⑦「**CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査**」は、胆管がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

- ⑧「**赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査**」は、1, 2-ジクロロプロパンによる溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。なお、「赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

（平 25. 8. 27 基発 0827 第 6 号）

ジクロロメタン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物に係る特殊健康診断の項目について

ジクロロメタンについては、有機則に基づく特殊健康診断の対象とされていたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれや肝機能障害、中枢神経症状等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、健康診断項目の見直しを行い、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。

また、ジクロロメタン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う有機溶剤業務（③から⑤までについては、印刷機等の洗浄又は払拭の業務に限る。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ①「**業務の経歴の調査**」及び「**作業条件の簡易な調査**」については、DDVP等に係る特殊健康診断の趣旨等と同様であること。

①「**業務の経歴の調査**」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者のうち、過去に「業務の経歴の調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。

②「**作業条件の簡易な調査**」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のDDVPの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、DDVPの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のDDVPの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。

なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者で、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

②「**ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査**」は、ジクロロメタンにより生じるこれらの症状の既往歴の検査をいうこと。なお、「集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

③「**集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査**」は、ジクロロメタンにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。なお、「集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

④「**血清総ビリルビン、血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）及びアルカリホスファターゼの検査**」は、ジクロロメタンによる肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

⑤「**作業条件の検査**」については、DDVP等に係る特殊健康診断の趣旨等と同様であること。

「**作業条件の調査**」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

なお、「**作業条件の調査**」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑥「**腹部の超音波検査等の画像検査**」は、肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、磁気共鳴画像検査、CT（コンピューター断層撮影）による検査等をいうこと。

⑦「**CA19-9等の腫瘍マーカーの検査**」は、胆管がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

- ⑧ 「血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定」は、ジクロロメタンによるばく露状況を評価するための検査であること。

クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）及びこれらを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物に係る特殊健康診断の項目について

クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）については、有機則に基づく特殊健康診断を実施していたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれが指摘されたことを踏まえ、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。なお、クロロホルム等有機溶剤業務（ジクロロメタンに係るものを除く。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目については、有機則第29条に基づく特殊健康診断と同様とすることとしたこと。

（平 26. 9. 24 基発 0924 第 6 号）